

姫路市スポーツ協会選手強化費補助交付要綱

改正 平成 6 年 4 月 2 7 日

改正 平成 1 4 年 5 月 2 0 日

改正 令和 4 年 9 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、姫路市スポーツ協会（以下「本会」という。）が競技力の向上と選手強化に必要と認める事業に対して、交付する補助金の事務処理等に必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第 2 条 本会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表 1 に掲げるとおりとする。なお、補助事業は原則として一スポーツ団体につき一回とする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、選手強化実施計画申請書（様式第 1 号及び本会会長（以下「会長」という。）が別に定める添付書類を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 会長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし選手強化事業補助金決定通知書（様式第 2 号）により、そのものに通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 5 条 会長は、前条の額の決定を行ったのち、第 4 条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から提出される補助金請求書（様式第 3 号）により、補助金を交付する。ただし、会長が必要と認める場合は補助事業前に補助金を交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときから1カ月以内又は本会の会計年度が終了したときは、直ちに補助事業実績報告書（様式第4号）及び会長が別に定める添付書類を会長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない場合は、常任理事会を開催し、協議する。

附則

この要綱は、平成2年9月26日から施行する。

別表1（第2条関係）

補助事業名	姫路市スポーツ協会加盟体育団体選手強化補助
補助事業の目的	姫路市スポーツ協会加盟体育団体の競技力向上を図るために行う事業に要する経費の全部又は一部を補助する。
補助事業の対象となる事業	姫路市スポーツ協会加盟体育団体が主（共）催及び主管する事業のうち、次のものとする。 1. 選手強化事業（合宿・遠征・練習等） 2. 審判講習事業・指導者講習事業 3. その他会長が対象にふさわしいと認めたもの
補助事業の対象となる者	姫路市スポーツ協会加盟体育団体
補助金の最高限度額	1. 選手強化事業（合宿・遠征・練習等） ——— 10万円 2. 審判講習事業・指導者講習事業 ——— 5万円 3. その他会長が認めたもの ——— 10万円 4. 平成14年度から平成17年度まで、1については2万円を、 2については1万円を加算する。